

は米價と権衡をとりまして定めたものであります。たばこ耕作者を、昨年の状況から申上げますならば、昨年の

昭和二十三年七月十四日印刷

昭和二十三年七月十五日發行

参議院事務局 印刷者 印刷局

第十六部

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第三十一号

昭和二十三年六月三日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時五十八分開会

○委員(黒田英雄君) それではこれより委員會を開会いたします。本委員會に予備審査のために付託になつております貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案についてちよつと御相談を申上げたいのですが、この法律案は商業委員會と關係が深いように思いますので、商業委員會と連合委員會を開くように委員長に交渉しようと思つていますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。さうに取計います。次に食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案を議題として御審議を願いたいと思つております。政府委員ではありますませんが、食糧管理局の総務部長が見えておられますので、説明員としてよろしければ御質問を願いたいと思つております。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(黒田英雄君) それでは御異議ないものと認めます。中西君。

○委員(黒田英雄君) それでは御異議ないものと認めます。中西君。少し要求したいのであります。それと食糧管理特別會計法の、これはもうすでに予算の方には出るべく準備されておるんだらうと思つておりますが、できれ

ば昨年一年の大体の内容を、それとも一つここに食糧配給公團があるので、食糧配給公團の大体の業務内容についても資料を取つて買いたいと思つて、それからもう一つは、農林中央金庫、即ちできれば現在の農村金融について、それを見るに必要資料を少し整理して買いたいと思つて、まあ大体三つなのですが、一つできればお願いしたいのです。

○委員(山根東明君) 最初の一つは何ですか。
○中西功君 これは予算の方に出るんだらうと思つて、食糧管理特別會計の大体の資金の動きの内容……
○委員(山根東明君) 準備いたすことにいたします。

〔速記中止〕
○委員(黒田英雄君) 速記を始めて

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて

○委員(黒田英雄君) それでは御異議ないものと認めます。中西君。少し要求したいのであります。それと食糧管理特別會計法の、これはもうすでに予算の方には出るべく準備されておるんだらうと思つておりますが、できれ

ば昨年一年の大体の内容を、それとも一つここに食糧配給公團があるので、食糧配給公團の大体の業務内容についても資料を取つて買いたいと思つて、それからもう一つは、農林中央金庫、即ちできれば現在の農村金融について、それを見るに必要資料を少し整理して買いたいと思つて、まあ大体三つなのですが、一つできればお願いしたいのです。

○委員(山根東明君) 最初の一つは何ですか。
○中西功君 これは予算の方に出るんだらうと思つて、食糧管理特別會計の大体の資金の動きの内容……
○委員(山根東明君) 準備いたすことにいたします。

六月二日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(予第八十号)
一、國有財産法案(予第八十三号)
貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案
貿易資金特別會計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項但書中「百億円」を「百五十億円」に改める。
第六條中「借入金」の下に「貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)第二十條第五項の規定による納付金」を、「償還金」の下に「貿易公團への交付金」を加える。
第七條第一項中「資金運用手数料」の下に「貿易公團への交付金」を加える。
別表第一第一号の次に次の一号を加える。
一の二 國以外の者の行う輸出に基く請求権
別表第二第一類第一号の次に次の一号を加える。
一の二 國以外の者の行う輸出に基く請求権に対する支拂金額(未拂金額を含む。)
同類第七号中「同條第二項の規定による借入金」の下に「又は融通証券」を加える。
別表第二第二類第二号の次に次の一号を加える。
二の二 國以外の者の行う輸出に基く請求権に関する戻入金額(未收金額を含む。)

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第六條及び第七條第一項の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。
國有財産法案
第一章 總則
第二章 管理及び処分
第三章 管理及び処分
第一節 通則
第二節 行政財産
第三節 普通財産

第四章 帳簿、報告書及び計算書

附則

第一章 総則

第一條 國有財産の取得、維持、保存及び運用(以下管理という)並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二條 この法律において國有財産とは、國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により國有となつた財産であつて左に掲げるものをいふ。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮體、浮き橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の從物
- 四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具
- 五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これらに準ずる権利
- 六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 七 株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの、但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廢止した場合においても、これを國有財産とする。

第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含むものとする。

第三條 國有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいふ。

- 一 公用財産 國において國の事務、事業又はその職員の仕事の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 二 公共福祉用財産 國において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは廣場又は公共のために保存する記念物若しくは國宝
- 三 皇室用財産 國において皇室の用に供するもの
- 四 企業用財産 國において國の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

普通財産とは、行政財産以外の一切の國有財産をいふ。

第二項第四号の國の企業については、政令でこれを定める。

(総則 所管換及び所屬替の意義)

第四條 この法律において「國有財産の総轄」とは、國有財産の管理及び処分の適正を期するため、國有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現狀を明らかにし、並びにその管理及び処分に ついて必要な調整をすることをいふ。

この法律において「國有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総長、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(以下各省各廳の長といふ)の間において、國有財産の所管を移すことをいふ。

この法律において「國有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に屬する國有財産を他の部局等の所屬に移すことをいふ。

第二章 管理及び処分の機關

(行政財産の管理の機關)

第五條 各省各廳の長は、その所管に屬する行政財産を管理しなければならない。

(普通財産の管理及び処分の機關)

第六條 普通財産は、大藏大臣がこれを管理し、又は処分しなければならない。

(國有財産の総轄の機關)

第七條 大藏大臣は、國有財産の總轄をしなければならない。

(國有財産の引継)

第八條 行政財産の用途を廢止した場合においては、各省各廳の長は大藏大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に屬するもの及び引き継ぐことを適當としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

前項但書の普通財産については、第六條の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各廳の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

(國有財産の事務の委任)

第九條 各省各廳の長は、その所管に屬する國有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

國は、國有財産に関する事務を、特別調査院若しくはその役員又は地方公共團體若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分

第一節 通則

(管理及び処分の総轄)

第十條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、各省各廳の長に対し、その所管に屬する國有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廢止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に屬する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福祉用財産又は皇室財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれらの財産としようとするときは、國会の議決を経なければならない。公共福祉用財産又は皇室用財産の用途を廢止しようとするときも同様とする。

第十四條 左に掲げる場合において、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、大藏大臣に協議しなければならない。

- 一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき
- 二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき
- 三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき
- 四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき
- 五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき
- 六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所屬を異にする会計の間において所屬替をしようとするとき

前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に屬するものについては、これを適用しない。

(異なる会計間の所管換等)

第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計の間において、所管換若しくは所屬替をし、又は所屬を異にする

券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの、但し、國が資金又は積立金

ては、政令でこれを定める。
(総稱、所管機及び所屬替の意義)
第四條 この法律において「國有財

大蔵大臣にこれを引き継がなければならぬ。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継

の長及び大蔵大臣に協議しなればならぬ。
第十三條 公共福祉用財産又は皇室

を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならぬ。

会計をして使用せるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港湾その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの(以下公共物という)又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをすれば、この限りでない。

(職員行為の制限)

第十六條 國有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る國有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

(國有財産調整審議会)

第十七條 第十條の規定により大蔵大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管機その他必要な措置及び第十四條の規定により大蔵大臣が協議を受けた重要な事項について、大蔵大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大蔵省に國有財産調整審議会を置く。

2 審議会は、会長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

3 会長は、大蔵大臣をもつて、これに充てる。

4 委員は、衆議院、参議院、総理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院(以下各省各廳という)の職員の中から、内閣でこれを命ずる。

5 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財産

(処分等の制限)

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣り拂い、譲與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(準用規定)

第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

(処分等)

第二十條 普通財産は、第二十一條から第三十一條までの規定によりこれを貸し付け、交換し、賣り拂い、譲與し、又はこれに私権を設定することができない。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができない。

(貸付期間)

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。
一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ)を貸し付ける場合は、六十年
二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年
三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合にお

いては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(無償貸付)

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共團體、水利組合及び北海道土功組合(以下公共團體という)に、無償で貸し付けることができる。

一 公共團體において、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するときは、

二 公共團體において、保護を要する生活困難者の收容の用に供するときは、

2 前項の無償貸付は、公共團體における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合に、これを行つることができない。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共團體の当該財産の管理が良好でない認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならぬ。

(貸付料)

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならぬ。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共團體において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除する

ことができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各廳の長に對し、その補償を求めることができ

第二十五條 前條第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、これを会計検査院の審査に附することができ

2 各省各廳の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適当な措置をとらなければならぬ。

(準用規定)

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

(交換)

第二十七條 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共團體において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、價額の差額が、その高價なもの價額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その價額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならぬ。

3 第一項の規定により堅固な建物

を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならぬ。

(譲與)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一 公共團體において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供してつたもの、用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の範囲内において当該公共團體に譲與するとき。

二 公共團體又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に代るべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團體又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供してつた寄附に係るもの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。但し、寄附の特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものに對しては、この限りでない。

四 公共團體において火葬場、墓地、じんあい焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共團體に譲與するとき、但し、公共團體における当該施設の經營が營利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(用途指定の賣拂)

第二十九條 一定の用途に供せざる目的をもつて普通財産の賣拂をする場合は、当該財産を所管する各省各廳の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定しなればならない。

第三十條 前條の規定によつて用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定して普通財産の賣拂をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廢止したときは、当該財産を所管した各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各廳の長は、その額について大藏大臣に協議しなればならない。

(賣拂代金の納付)

第三十一條 普通財産の賣拂代金は、当該財産の引渡前にこれを納付せなければならぬ。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共團體又は教育若しくは社会事業を営む團體である場合

において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることが出来る。

2 前項但書の規定により延納の特約をしよるとするときは、各省各廳の長は、延納期限、担保及び利率について、大藏大臣に協議しなればならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各廳の長は、直ちにその特約を解除しなればならない。

一 当該財産の譲渡を受けたものとする管理が、適当でないと思はれるとき。

二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積算料の額に満たないとき。

(台帳)

第三十二條 各省各廳は、第三條の規定による國有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならぬ。但し、部局等の長において、國有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等に、これを備え、各省各廳には、その総括簿を備えるものとす

る。

2 各省各廳の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所屬に属する國有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基き変更

動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなればならない。

(増減及び現在額報告書、總計算書)

第三十三條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産につき、毎會計年度末における増減及び毎會計年度末現在における現在額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大藏大臣に送付しなればならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産増減及び現在額報告書に基き、國有財産増減及び現在額總計算書を調製しなればならない。

3 内閣は、前項の國有財産増減及び現在額總計算書を第一項の國有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならぬ。

第三十四條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産増減及び現在額總計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産増減及び現在額總計算書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産増減及び現在額報告書を添附する。

(見込現在額報告書、總計算書)

第三十五條 各省各廳の長は、毎會計年度末に当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額報告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを大藏大臣に送付しなればならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産見込現在額報告書に基き、当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額總計算書を調製しなればならない。

(無償貸付状況報告書、總計算書)

第三十六條 各省各廳の長は、毎會計年度末において第二十二條第一項の規定(第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む)により無償貸付をした國有財産につき、毎會計年度末における國有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大藏大臣に送付しなればならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産無償貸付状況報告書に基き、國有財産無償貸付状況總計算書を調製しなればならない。

3 内閣は、前項の國有財産無償貸付状況總計算書を、第一項の各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならぬ。

第三十七條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産無償貸付状況總計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産無償貸付状況總計算書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書を添附する。

(適用除外)

第三十八條 本章の規定は、公共物

については、これを適用しない。

附則

第三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年分

から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國會の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)及び戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)により物納された國有財産については、第二十二條(第二十六條において準用する場合を含む)又は第二十八條の規定による無償貸付又は讓與は、これを行うことができない。但し、法律の規定により、財産税等収入金特別會計から他の會計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした國有財産の交換、賣拂、讓與及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定に、抵触するものは、そのてい、抵触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失

う。

たものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合

属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基き変更

日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(適用除外)
第三十八條 本章の規定は、公共物

の法律施行の日に、その効力を失

第四十三條 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する国有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各廳の長(大蔵大臣を除く。)に所管換(旧国有財産法(大正十年法律第四十三号)の規定による管理機を含む)された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該当しないものについては、この限りでない。

のように改正する。
第二條 削除
第三條第二項を削る。
第四條から第七條まで 削除
第九條 削除
第十二條から第十四條まで 削除
第十六條 削除
第二十四條及び第二十五條 削除
第四十九條 皇室經濟法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した国有財産(以下皇室用財産という)は、これを国有財産法の公用財産として、これに関する事務は、」を「皇室用財産に関する事務は、」に改める。

同條第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、」を「皇室の用に供しようとするときは、」に改める。

第四十四條 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日までに、その所管に属する国有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を大蔵大臣に送付しなければならない。
2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基づき、国有財産総類別表を作成し、それを国有財産調整審議会に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前條第二項の国有財産の総類別表を国会に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六條 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定にてい触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七條 国有財産法(大正十年法律第四十三号)は、これを廃止する。

第四十八條 国有林野法(明治三十二年法律第八十五号)の一部を次の

第六節 財政及び金融委員会
第三十一号 昭和二十年六月三日

五

739

第六部 財政及び金融委員會會議錄第三十一号 昭和二十年六月三日【參議院】

六

昭和二十三年七月二十二日印刷

昭和二十三年七月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第十六部)

(二八九)